

令和5年 6月 1日

組合員 各位

新潟県農業機械商業協同組合  
事務局長 矢嶋 滋

## 肥料価格高騰対策事業について(3回目)

いつも組合活動にご協力いただきありがとうございます。

農林水産省の予算「肥料価格高騰対策事業」の春肥の申請が6月1日から始まります。ご案内の通り、商組も**取組実施者(申請する人)**になります。肥料販売している組合員で、申請する農業者が5人集まらないところ、個人販売店で定款づくり等できないところ、多忙なところ等は、商組が申請します。他社から購入したもので注文書・請求書などの資料と、お客様の化学肥料低減計画があれば申請できます。申請の締切りは12月末なので、あわてる必要はありませんが、限られた予算なので、少しでも早く提出するため、商組の受け付けは、お盆前までとさせていただきます。以下、商組に申請を依頼する場合の申請方法をお知らせいたします。

1. **対象肥料と申請期限** 肥料法に基づく肥料(肥料袋に記載された生産業者保証票の肥料の名称と登録番号を確認)で、春肥 令和4年11月～令和5年~~8~~月に注文したものです。**5月までの間違っていました。**

**注意** 対象期間は1作のみです。例えば、作年6月に水稻穂肥を購入し秋肥として申請した場合は今年の春肥に今年用の穂肥を申請することはできません。(逆に、秋肥として申請していなければ春肥として今年用の穂肥も申請できます。)

**申し付けありませんでした。**

### 2. 支援金の額

化学肥料低減の取組を行うことにした上で、増加した肥料費の国が70%、新潟県が15%、各市町村(0～15%)の補助が受けられます。(新潟+10%・五泉+10%・佐渡+15%・燕+15%・糸魚川+15%)

春肥の支援金=(当年の肥料費-(当年の肥料÷1.4※÷0.9))×(85%+市町村上乗せ分)

例えば春肥で100万円かかった場合は17.5万～20.6万円です。

### 3. 申請方法

●農家が用意するもの ①②は申請時、③は後日提出です。

#### ① 化学肥料低減計画(様式第1号別紙2)

ア～ソまでの中から2つ以上に○を付けます。例えば

- ・水稻の場合 イ生育診断(茎数・草丈・葉色等による穂肥診断)、カ稲わらの秋すき込み、キ有機質肥料の利用(有機10%でもOK) ク低成分肥料(リン・カリが少ない肥料)  
シ側条、流し込み施肥、ソー発肥料の導入(慣行より施肥量が減る)などで対応してください。

**注意** すでに取り組んでいる場合は**従来の取り組みの強化**ということで◎を付けます。

例えば、コシヒカリだけだったのを早生もやるとか。面積を広げるとか。

なお、すでに有機栽培や特別栽培米等をやっている方は有機栽培等に取り組んでいることを証明する書類(有機農産物認証書等)を提出する。(低減計画の取組みは空欄で良い)

- ・野菜の場合 ア土壤診断(ph診断等、簡易なものでも良い)イ生育診断、エの堆肥の利用、キ有機質肥料の利用、ケの肥料施肥量の少ない品種の利用等

② 支援金振込口座 振込口座をご記入ください。あわせて、1,100円(税込)支援金から引かせていただくことをご了承ください。商組より直接、農家様に振り込ませていただきます。

③ 化学肥料低減実施報告書 (来年早々に提出をお願いします。) 詳細は裏面です。

●肥料販売店(組合員農機店)の用意するもの

①支援金の算出根拠となる書類 (1)請求者名(農機店名)、(2)被請求者名(お客様のフルネーム)、(3)請求金額、(4)肥料の種類銘柄、数量、購入額(税込)が確認できる書類。

例えば○注文書(農機店作成の注文受付書と価格決定時期がわかる書類でも良い。)もしくは、納品書  
○請求書 領収書

もしくは、農機店のシステムで作成する各農家の取引明細書があればそれだけでも良いです。

(1)～(4)が記載されていれば、一覧表か個票かなどの形態は問いません。

(肥料以外のものが混じっていても良いです。)

提出して頂いた書類は、役所には提出しませんが、いつでも役所からの質問、調査に対応するため、返還は致しませんのでご了承ください。もちろん個人情報なので取扱いには細心の注意を払って保管します。

注)農協やホームセンターで購入した肥料の場合は、それぞれ購入先で申請は可能です。その場合化学肥料低減計画書の提出先欄にそれぞれの申請先を記入し、購入肥料が重複申請にならないようご注意ください。

もしくは、農協等の納品書・領収書等の(1)～(4)が確認できる書類があれば、商組で一緒に申請することも可能です。

#### 4. 申請後

##### 取組中間報告書(提出期限令和5年12月28日)について

こちらは、**商組**で地域振興局に提出するものですが、農業者に聞き取り等を行う場合がありますので、商組組合員の皆様にもご協力いただくかもしれません。

##### 取組実施状況報告書(提出期限令和6年6月30日)

令和6年の早いうちに、**農業者に③化学肥料低減実施報告書を作成していただきます。**化学肥料低減計画で選んだ取組メニュー **ア～ソ**について、総取組面積〇〇haを記載します。続いて今後の取組を、また、**ア～ソ**を2つ以上選び○や◎を着けるだけの非常に簡単な報告書です。これを商組で取りまとめて地域振興局に提出します。商組組合員様の協力をお願いします。

最後に、取組実施者の5%程度を抽出し現地確認を令和6年7月以降に実施するそうです。参加農業者へ取組に関する**記録**(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)及び**作業日誌**を保管することと、現地確認に選ばれた際のご協力をお願いします。

商組のホームページのインフォメーションからも用紙をダウンロードできるようにしてありますので、どうぞご覧ください。